

平成 30 年 4 月から

# 国民健康保険制度が変わります

問 国保医療課 国民健康保険係 28-6020

## 都道府県と市町村で国保を運営します

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えています。

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成 30 年 4 月から、これまでの市町村に加え都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました。

## 新しい国民健康保険制度における「愛媛県」と「四国中央市」の役割

県の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>○財政運営の責任主体</li><li>○国保運営方針に基づき、事務の効率化・標準化・広域化を推進</li><li>○市町ごとに標準保険料率を算定・公表</li><li>○保険給付費等交付金を市町へ支払い</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○国保事業費納付金を県に納付</li><li>○資格を管理（保険証などの発行）</li><li>○県が決めた標準保険料率などを参考に保険料率を決定</li><li>○保険料の賦課・徴収</li><li>○保険給付の決定・支給</li></ul>

## 保険者機能が強化され、サービスが拡充します



○県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内市町との協議に基づき、県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進していきます。

○広域化により、平成 30 年度から県内で他の市町に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数が通算され、経済的な負担が軽減されます。

○今後、市はより積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるためにさまざまな働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携した取り組みを進めます。

## 届け出や国民健康保険料の納付などは今までどおりです

財政運営の仕組みは大きく変わりますが、みなさんの医療の受け方は変わりません。また、各種届出なども今までどおり市の窓口で行うことができ、保険料も市に納めていただきます。

国民健康保険に関することは、引き続き、国保医療課へお問い合わせください。

## 65 歳から 74 歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、医療費の窓口負担が原則 1 割となり、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。

ただし、これらは所得や世帯構成などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問 国保医療課 後期高齢者医療係 28-6017

